

## 気象警報発表時における生徒の登下校および休業処置等について

### ◇ 登校以前に「注意報」が発表された場合

「注意報」の場合は、平常通り授業を行うことを原則としますが、地域的に極めて危険な場合は、保護者の判断により自宅で待機させ、事後の連絡を待ちます。

### ◇ 特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報が発表された場合における休業および登下校について

#### (1) 生徒が登校する以前に特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報が発表された場合

- ① 警報が解除されるまで、自宅で待機してください。
- ② 始業2時間前（午前6時15分）までに、警報が解除された場合は、平常通り授業を行います。
- ③ 始業2時間前（午前6時15分）から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を行います。（防災行政無線を聞いて行動して下さい。）
- ④ 午前11時を過ぎてから、警報が解除された場合は、「休業」です。
- ⑤ ②や③の場合において、道路や橋の冠水や流失、土砂崩れ、家屋や樹木の倒壊などで危険な場合は、学校へその旨を連絡して、自宅で待機してください。

#### (2) 生徒が登校してから、特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報が発表された場合

- ① 警報発表中又は警報発表が予想される場合は、原則として学校で待機します。
- ② 交通機関、道路又は生徒の居住地等の安全が確認できた場合は、保護者への引き渡しにより下校させることもあります。
- ③ 警報発表後に帰宅させる場合は、原則として警報が解除されてから下校させます。自宅へ到着したら必ず学校へ連絡してください。

#### (3) 生徒が登下校中に特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報が発表された場合

- ① 原則として、発表を知った時点で、学校または、自宅の近い方に行くようにしておきます。状況によっては最寄りの公共施設や子ども110番の家に一時的避難します。
- ② 日常の安全指導の中で、どう判断するかをはっきりさせておきます。

#### (4) 特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報の発表が予想される場合

- ① 気象状況(台風の中心位置・規模・進行方向・速度等)、道路交通の状況などを判断して、警報発表に先立って休業や授業の打ち切りをすることがあります。
- ② 始業前に休業を決定した場合は、防災行政無線や「すぐメール」でお知らせします。

### ◇ 大雪警報等が発表された場合

大雪警報等が発表されていても、特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報が発表されていない場合は、平常通り授業を行うことを原則とします。ただし、次のような状況が想定される場合は校長の判断により適切な措置をとります。

(1) 校区や近隣の河川水位が警戒水位に達している、または達する可能性がある場合

(2) 土砂災害警戒情報や竜巻注意情報が発表されている、またはそのおそれがある場合

(3) 通学路の冠水や損壊、土砂崩れ、降雪による凍結等の理由で生徒が安全に登下校することができないと判断される場合

## ◇ その他(留意事項)

- ① 刻々と報道されるラジオ・テレビ・インターネット等の気象情報を把握するとともに、可児市の「防災行政無線」や学校から発信する「すぐメール」の内容を確認し、行動してください。  
「すぐメール」に全家庭が登録されるよう、ご協力をお願いします。  
※市内全域が危険な状態と判断した場合は、教育委員会から自宅待機や臨時休業等について「防災行政無線」で連絡・指示されます。
- ② 緊急で必要な場合以外は、むやみに学校へ電話をかけて問い合わせ等をしないようにしてください。  
通信網に負荷がかかり、情報伝達に不備が生じます。
- ③ お子さんの安全確保のために、日頃から登下校の安全についてご留意ください。
- ④ 学校でハザードマップを作成し、危険箇所等についての情報を家庭や地域にお知らせします。
- ⑤ 警戒する降水状況の基準は次の通りです。

累積雨量 70mm      時間雨量 30mm      10分雨量 10mm      30分雨量 30mm

<参考>

### 非常警報発令時の給食の対応について

可児市給食センター

- 1 原則として、「気象警報時における休業および登下校の対応について」(可児市教育委員会)に準じて取り扱うこととなる。
- 2 給食の取り扱いについて
  - ・午前8時までに「特別警報」「暴風警報」が解除された場合は、平常の給食を実施する。
  - ・午前11時までに「特別警報」「暴風警報」が解除された場合は、パンまたは米飯・牛乳に簡単な添加物を用意する。
  - ・午前11時を過ぎてから「特別警報」「暴風警報」が解除された場合は、給食を中止する。

## ◇ 「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」が発表された場合

平成29年11月1日より、東海地震に関する国の情報発表はなくなり、「南海トラフ地震に関する情報」が発表されることになりました。東海地方においては「地震はいつ発生してもおかしくない」状況下にあります。そこで、地震情報発表および地震発生時における対応を次のようにさせていただきます。ついては、下記内容について、ご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

※今後、市からの指導等により対応が変わることもありますがご理解ください。

情報名	情報発表条件
条件① 調査を開始の場合	南海トラフ沿いで異常な現象(*1)を観測。その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 *1 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定
条件② 地震発生の可能性が相対的に高まった場合	観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討委員会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合。

	条件① 調査を開始の場合	条件② 地震発生の可能性が相対的に高まった場合	地震発生
登校時	・平常通り登校。	・速やかに帰宅。(学校職員が指示) ・学校近くまで来ている時は、学校へ行く。 ・在宅の場合は登校しない。	・安全な場所に避難。 ・自宅または学校の近い方へ行く。
在校時	・平常通り。	・教育活動中止→待機 ・保護者の迎えで帰宅。 ・休校。	・避難→待機 ・待機→保護者の迎え ・休校(震度5弱以上)
下校時	・平常通り下校。 ・速やかに帰宅。(学校職員が指示)		・安全な場所に避難。 ・自宅または学校の近い方へ行く。

## 配 慮 事 項 等

### 1 全体

「観測情報」「注意情報」「予知情報」等の情報は、テレビ、ラジオ、可児市の防災行政無線等を通じて伝えられますので、注意をしておく必要があります。

### 2 学校での「生徒の引渡し」について

- ① 生徒は、本校職員が引き渡します。
- ② 引き渡す相手は、保護者または家族の方とします。やむを得ない理由で来校できない場合は、依頼された方が確認できた場合のみ引き渡します。
- ③ 生徒の迎えは、できる限り徒歩にてお願いします。「生徒が運動場に避難している」「地域住民の避難場所になる」等の理由で、敷地内へ車を乗り入れることができない場合があります。
- ④ 引渡しが済んでいない生徒は、蘇南中学校の運動場または建物内で待機させます。遅くなってもかまいませんので、必ず迎えに来るようお願いします。

### 3 授業実施の有無について

- ① 「注意情報」または「予知情報」が出ている間は、臨時休業日（待機）となります。もちろん、休日の部活動も実施しません。
- ② 東海地震が発生した場合、原則として臨時休業日（待機）となります。
- ③ ①の情報解除されたり、②の後に安全が確認されたりした場合、市の防災行政無線または学校からの連絡（含：すぐメール）で、登校する日時をお知らせします。

「注意情報」や「予知情報」が発表されると、社会全体がパニック状態に陥り、電話はつながりにくくなり、学校から各家庭や保護者の勤務先に連絡をとることは不可能になると予想されます。  
したがって、保護者の皆様には、「注意情報が出たら学校へ迎えに行く」という行動をとっていただかなくてはなりません。生徒の生命の安全を守るための対応であることをご理解ください。なお、国や県、市等の防災対策の動きによって学校の動きも変わってきますので、変更があった場合は、その都度お知らせをします。よろしくお願いたします。

※「引き渡し」はできる限り徒歩にてお願いしますが、お車の場合は下記の図のようにご協力をお願いします。

※集中を回避し安全のために小学校区ごとに時間差をつけます。  
→小学校区ごとに「〇時〇分以降に迎えに来ていただいても構いません。」というメールを配信します。

車の流れ（原則：←方向へ一方通行です。）

